

茨城労働局発表
平成21年8月14日

担	茨城労働局労働基準部
	安全衛生課長 山口 一雄
当	安全専門官 中島 英明
	電話 029-224-6215

-----木造家屋建築工事現場の

県下一斉安全パトロールを実施-----

去る7月28日、茨城労働局(局長 うえまつひろし 植松 弘)及び県内の各労働基準監督署(8署)並びにその管轄地の建設業労働災害防止協会茨城県支部(注1)の各分会は、県内の木造家屋建築工事の180現場に対して、一斉安全パトロールを実施した。今回の重点事項は、本年6月1日施行された改正労働安全衛生規則(足場に関する規定の改正(注2))の周知徹底及び酷暑期における熱中症の予防である。現場責任者や作業者に対して、リーフレットを配布して指導した。

一斉安全パトロールの結果は別紙のとおりであるが、7割を超える現場で何らかの法違反があり、全現場の約6割で足場に関する違反が認められた。また、4分の1の現場で、屋根又は開口部等からの墜落防止措置の違反があった。

昨年、木造家屋建築工事における労働災害は、休業4日以上^の死傷者数が55人であり、そのうち死亡者数は1人であった。本年は、瓦屋根の葺き替え作業中に屋根から墜落して1人が死亡しているほか、死傷者数は前年同期と同数の30人(7月末現在)である。

茨城労働局は、約6割の現場において足場に関する法違反が認められたことから、今後、関係事業者団体及び施工業者に対して、改正労働安全衛生規則の周知と履行の徹底を図ることにしている。

- 注1 建設業労働災害防止協会とは、労働災害防止団体法(昭和39年6月29日(法律第118号))に基づき設立された団体で、建設業を営む事業主及び事業主の団体が会員となって組織され、建設業における労働災害の防止を図ることを目的とした団体
- 注2 主な改正事項は、①「手すり」の高さを75cmから85cmに変更したこと ②「中さん」の設置を規定したこと ③物体の落下防止措置として「幅木」等の設置を規定したこと。

一斉安全パトロールの結果の概要

① 実施現場数	180	
② 違反現場数	136	(75.6%)
③ 足場関係違反現場数	106	(58.9%)
主な内訳		
手すり等の墜落防止設備を設けていない等の現場数	92	
物体の落下防止の幅木等を設けていない現場数	72	
④ 墜落防止等違反現場数	48	(26.7%)
主な内訳		
作業床の端、開口部等に囲い、手すり、覆いなどを設けていない現場数	23	
移動はしごについて転位防止措置がされていない等の現場数	14	
高さ1.5mを超える箇所で作業するのに安全な昇降設備がない現場数	13	
高さ2m以上の箇所で作業するのに作業床を設けていない現場数	11	
⑤ 木造建築物の組立て等作業主任者を選任していない現場数(※1)	28	
⑥ 足場の組立て等作業主任者を選任していない現場数(※2)	24	
⑦ 木工機械(丸のこ盤)の歯の接触予防装置が不備な現場数	17	

[備考]

※1 軒高5m以上の木造建築等には、当該作業主任者の選任が必要。

※2 高さ5m以上の足場の組立て等には、当該作業主任者の選任が必要。